平成２３年（フ）第１６７４号
堺市堺区栄橋町１丁５番８―401号
債務者　俣木　寿理
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６９３号
堺市南区原山台５丁１番21―310号
債務者　丸山　惠子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６９７号
大阪府松原市天美北７丁目10番41―103号、前住所大阪府松原市天美我堂５丁目４番19号
債務者　田中工業こと　田中　仁志
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
北海道室蘭市港北町２丁目31番21号
債務者　布施　光治
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１７２号
北海道有珠郡壮瞥町字滝之町229番地15、前住所北海道有珠郡壮瞥町字滝之町229番地
債務者　谷脇　冬樹
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
福島県耶麻郡猪苗代町大字磐里字上ノ上213番地１　上ノ上団地６号棟324号室
債務者　阿部　由美
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第５９０号
新潟市西区寺尾西３丁目１番21号
債務者　福嶋　伴子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６３０号
新潟市西区小針上山11番26号　コスモハウス201号
債務者　柿崎美由貴
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６３８号
新潟市中央区姥ケ山５丁目13番26号　ハーベシアスＡ―303
債務者　沖　知奈美
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６５０号
新潟市東区秋葉通２丁目3722番地216　市営住宅Ｆ棟502号
債務者　鶴巻みゆき
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９３号
岐阜県大垣市南若森５丁目71番地１　市川ビル203号室
債務者　関谷　卓志
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
岐阜県大垣市南若森５丁目71番地１　市川ビル203号室
債務者　関谷裕紀子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第８１１号
大阪府岸和田市土生町２丁目28番17号ピアコート岸和田202号、前住所大阪府岸和田市春木旭町38番３―504号
債務者　小宮　美佐（旧姓音**渕**）
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８９４号
大阪府岸和田市岡山町469番地の１ハイツＵＮＯ・Ｂ棟102号
債務者　ｙ’ｓ美装こと　西河　佳子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９０５号
大阪府泉佐野市湊２丁目６番１―412号
債務者　宮下　直樹
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９３８号
大阪府泉大津市旭町18番１―907号、前住所大阪府泉大津市旭町18番２―1206号
債務者　小西　加容（旧姓宮野）
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９４７号
大阪府泉佐野市中町４丁目３番16号
債務者　影林　強治
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９５４号
大阪府岸和田市小松里町2349番地エスポワールⅠ―202号
債務者　山脇　照美
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係